第5章　介護保険事業の展開

１　介護保険事業の現状

(1) 居宅サービスの利用状況

①サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者数については、平成 29 年（6,493 人）に一時的に減少したものの年々増加傾向にあり、令和２年の居宅サービス利用者数は 7,795 人となっています。平成 29 年における減少については、平成 28 年３月以降の認定更新時から、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が「地域支援事業」（介護予防･日常生活支援総合事業）に移行されたことに伴って利用者数が減少したものと考えられます。

要支援・要介護認定者数に占める居宅サービス利用者数の割合（利用率）については、平成 27 年には 66.2%であったものの、令和２年は 6.4 ポイント下回る 59.8%となっています。

令和２年の居宅サービス利用者数を要介護度別にみると、要支援１、２の利用者が全体の 17.9%、要介護１、２の利用者が全体の 52.9%、要介護３から要介護５の利用者が全体の 29.2%となっています。

居宅サービス利用者数の推移

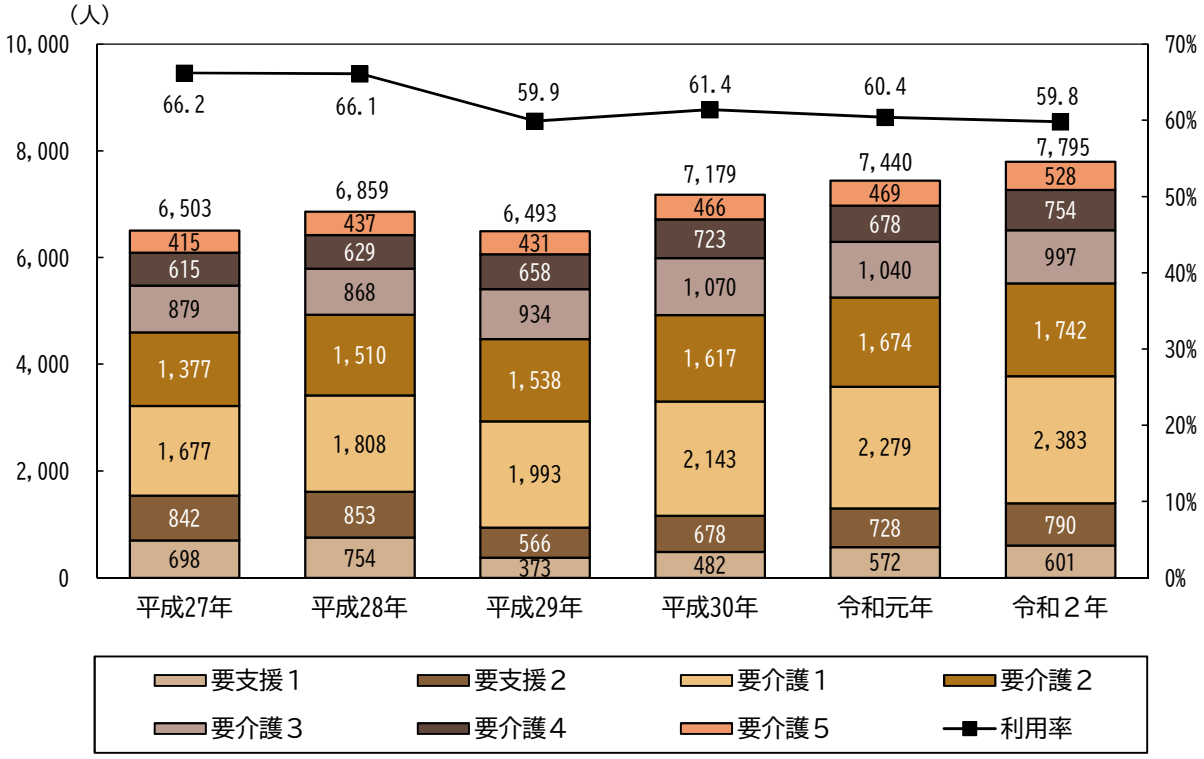

※各年３月の利用者数
※利用率は各年３月末日時点の要支援･要介護認定者数に対する利用者数の割合

②第７期計画での見込みと実績の比較

第７期計画で見込んだ令和元年度のサービス見込量（介護給付）と同年度の利用実績を比較すると、次のとおりとなります。サービス見込量に対する実績値の割合は、訪問入浴介護の利用人数で 98.9%、訪問介護の利用回数で 98.1%とほぼ計画通りの実績となっているのに対し、訪問看護（利用回数 114.7%、利用人数 111.8%）、居宅療養管理指導の利用人数（110.4%）、福祉用具貸与の利用人数（112.5%）については、実績値がサービス見込量を上回っています。一方、短期入所療養介護の利用日数（64.5%）、訪問リハビリテーションの利用回数（79.5%）については、実績値がサービス見込量を下回り、60%～70%台の数値にとどまっています。

居宅サービス（介護給付）の見込みと実績の比較（令和元年度）

サービス名	利用回（日）数			利用人数		
	見込量（計画値）	実績値	割合	見込量（計画値）	実績値	割合
訪問介護	33,719 回	33,085 回	98.1%	1,350 人	1,430 人	105.9%
訪問入浴介護	974 回	906 回	93.0%	180 人	178 人	98.9%
訪問看護	5,954 回	6,831 回	114.7%	713 人	797 人	111.8%
訪問リハビリテーション	2,576 回	2,047 回	79.5%	204 人	183 人	89.7%
居宅療養管理指導				1,890 人	2,086 人	110.4%
通所介護	21,985 回	23,421 回	106.5%	2,014 人	2,192 人	108.8%
通所リハビリテーション	7,261 回	7,042 回	97.0%	895 人	856 人	95.6%
短期入所生活介護	5,609 日	5,426 日	96.7%	583 人	534 人	91.6%
短期入所療養介護	887 日	572 日	64.5%	78 人	67 人	85.9%
福祉用具貸与				3,008 人	3,385 人	112.5%
特定福祉用具販売				70 人	64 人	91.4%
住宅改修				61 人	52 人	85.2%
特定施設入居者生活介護				929 人	767 人	82.6%
居宅介護支援				4,880 人	5,146 人	105.5%

令和元年度の居宅サービス（介護給付）見込量に対する実績値の割合【利用回（日）数】

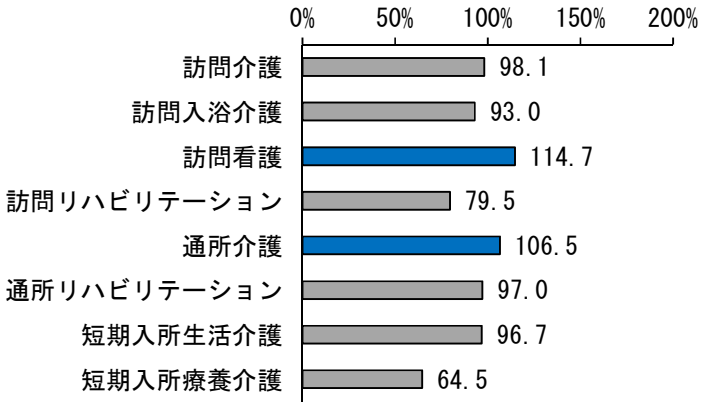

令和元年度の居宅サービス（介護給付）見込量に対する実績値の割合【利用人数】

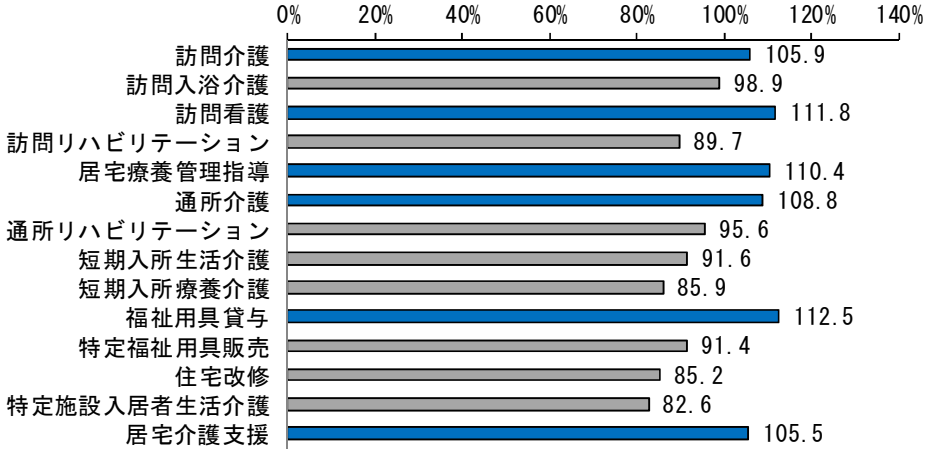

予防給付について令和元年度のサービス見込量と同年度の利用実績を比較すると、次のとおりとなります。サービス見込量に対する実績値の割合は、介護予防訪問看護の利用人数で 100.0%と計画通りの実績となっています。一方、利用人数で、介護予防住宅改修（226.7%）、介護予防居宅療養管理指導（194.4%）、介護予防支援（133.7%）等では、実績値がサービス見込量を大きく上回っています。また、介護予防訪問入浴介護は、利用回数（4.0%）、利用人数（7.7%）とも、実績値がサービス見込量を大きく下回っています。

居宅サービス（予防給付）の見込みと実績の比較（令和元年度）

サービス名	利用回（日）数			利用人数		
	見込量（計画値）	実績値	割合	見込量（計画値）	実績値	割合
介護予防訪問介護						
介護予防訪問入浴介護	99 回	4 回	4.0%	13 人	1 人	7.7%
介護予防訪問看護	804 回	651 回	81.0%	86 人	86 人	100.0%
介護予防訪問リハビリテーション	432 回	388 回	89.8%	29 人	35 人	120.7%
介護予防居宅療養管理指導				71 人	138 人	194.4%
介護予防通所介護						
介護予防通所リハビリテーション				278 人	345 人	124.1%
介護予防短期入所生活介護	106 日	119 日	112.3%	20 人	18 人	90.0%
介護予防短期入所療養介護	0 日	4 日	－	0 人	1 人	－
介護予防福祉用具貸与				858 人	900 人	104.9%
特定介護予防福祉用具販売				35 人	27 人	77.1%
介護予防住宅改修				15 人	34 人	226.7%
介護予防特定施設入居者生活介護				86 人	99 人	115.1%
介護予防支援				903 人	1,207 人	133.7%

令和元年度の居宅サービス（予防給付）見込量に対する実績値の割合【利用回（日）数】

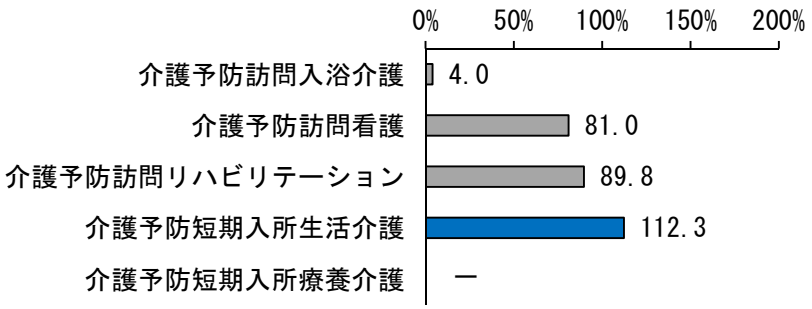

令和元年度の居宅サービス（予防給付）見込量に対する実績値の割合【利用人数】

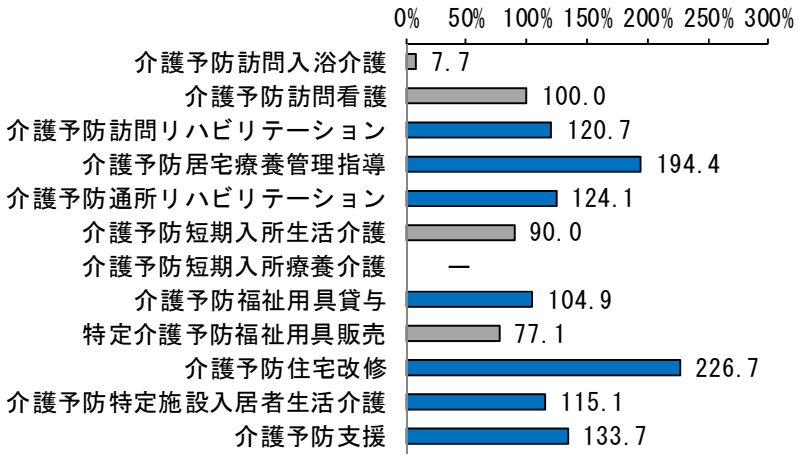

（2）地域密着型サービスの利用状況

①サービス利用者数の推移

地域密着型サービス利用者数については、平成 27 年は 524 人であったものの、平成 29 年に大幅に増加しており、令和２年には 1,636 人となっています。

平成 29 年における増加については、平成 28 年４月から小規模な通所介護事業所で実施されていた介護給付の通所介護が、地域密着型サービスの地域密着型通所介護に移行されたことに伴い、利用者数が増加したものと考えられます。

要支援・要介護認定者数に占める地域密着型サービス利用者数の割合（利用率）については、平成 27 年・平成 28 年は５％台であったものの、平成 29 年に 12.8%となり、その後は令和２年までほぼ横ばいとなっています。

令和２年の地域密着サービス利用者数を要介護度別に見ると、要介護１から要介護５の利用者が大半を占めており、特に要介護１、２の利用者が全体の 64.0%となっています。

地域密着型サービス利用者数の推移

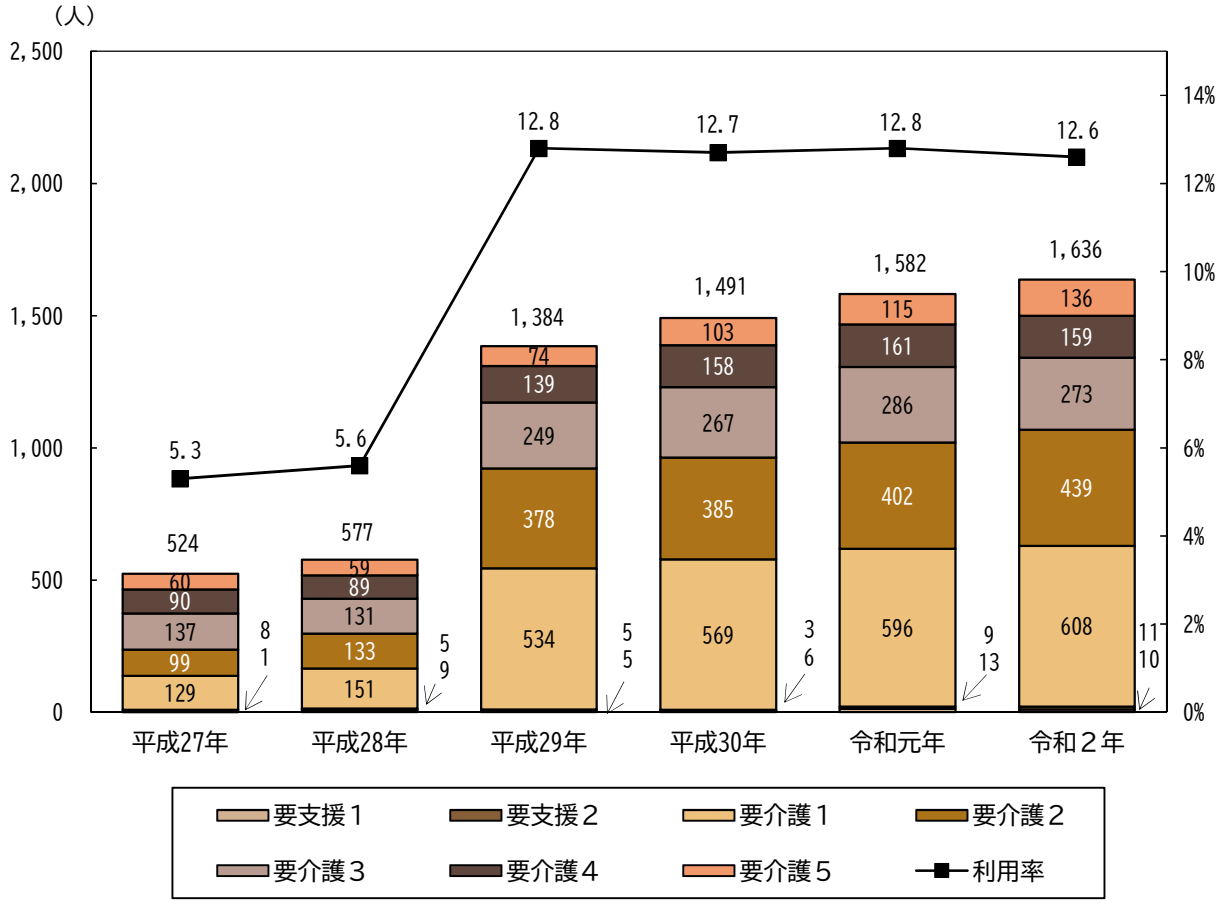

※各年３月の利用者数
※利用率は各年３月末日時点の要支援･要介護認定者数に対する利用者数の割合

②第７期計画での見込みと実績の比較

第７期計画で見込んだ令和元年度のサービス見込量と同年度の利用実績を比較すると、次のとおりとなります。サービス見込量に対する実績値の割合は、地域密着型通所介護の利用人数（100.2%）等でおおむね計画通りの実績となっているのに対し、介護予防認知症対応型通所介護の利用回数（616.7%）・利用人数（400.0%）ともに実績値がサービス見込量を大きく上回っています。一方、看護小規模多機能型居宅介護の利用人数については、計画値を見込んだものの、実績値はゼロとなっています。

地域密着型サービスの見込みと実績の比較（令和元年度）

サービス名	利用回数			利用人数		
	見込量（計画値）	実績値	割合	見込量（計画値）	実績値	割合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				33 人	49 人	148.5%
認知症対応型通所介護	1,488 回	1,316 回	88.4%	151 人	131 人	86.8%
小規模多機能型居宅介護				149 人	128 人	85.9%
認知症対応型共同生活介護				369 人	307 人	83.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				118 人	116 人	98.3%
看護小規模多機能型居宅介護				29 人	0 人	0.0%
地域密着型通所介護	8,624 回	8,396 回	97.4%	926 人	928 人	100.2%
介護予防認知症対応型通所介護	6 回	37 回	616.7%	2 人	8 人	400.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護				28 人	13 人	46.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護				0 人	3 人	－

令和元年度の地域密着型サービス見込量に対する実績値の割合【利用回数】

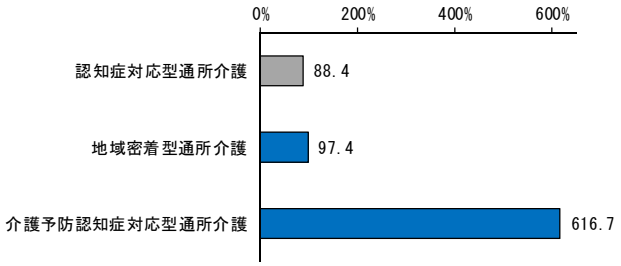

令和元年度の地域密着型サービス見込量に対する実績値の割合【利用人数】

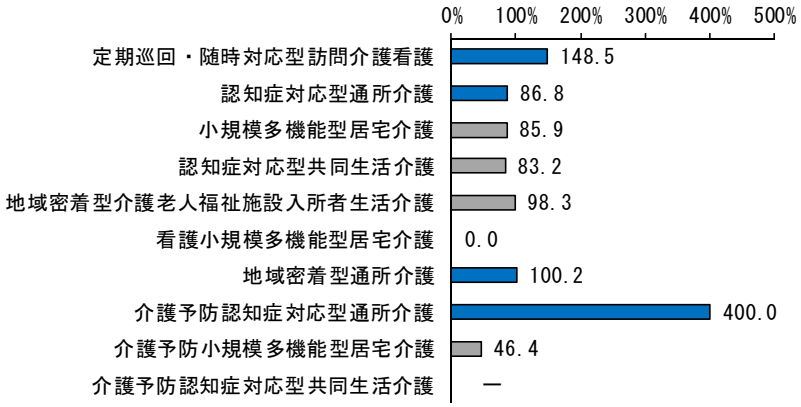

（3）施設サービスの利用状況

①サービス利用者数の推移

施設サービス利用者数については、平成 27 年（1,364 人）から令和２年（1,713 人）にかけて一貫して増加しており、毎年２～７%程度増加しています。

要支援・要介護認定者数に占める施設サービス利用者数の割合（利用率）については、平成 27 年から令和２年までにかけて 10%台前半であり、微増・微減を繰り返しています。

令和２年の施設サービス利用者数を要介護度別にみると、要介護３から要介護５の利用者が全体の 82.3%となっており、平成 27 年（76.9%）の割合を 5.4 ポイント上回っています。

施設サービス利用者数の推移

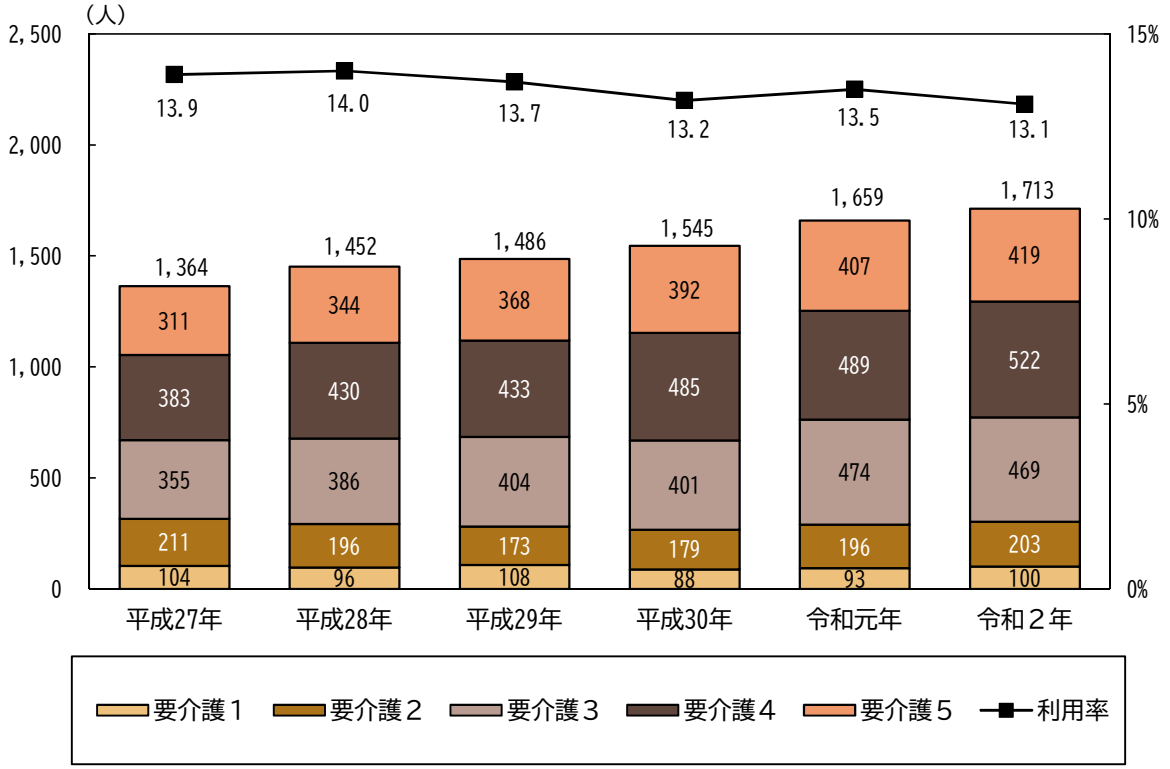

※各年３月の利用者数
※利用率は各年３月末日時点の要支援･要介護認定者数に対する利用者数の割合

②第７期計画での見込みと実績の比較

第７期計画で見込んだ令和元年度のサービス見込量と同年度の利用実績を比較すると、次のとおりとなります。サービス見込量に対する実績値の割合は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設で80%台後半、介護医療院で79.2%となっています。

施設サービスの見込みと実績の比較（令和元年度）

サービス名	利用人数		
	見込量（計画値）	実績値	割合
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,140 人	995 人	87.3%
介護老人保健施設	715 人	621 人	86.9%
介護療養型医療施設	35 人	31 人	88.6%
介護医療院	24 人	19 人	79.2%

令和元年度の施設サービス見込量に対する実績値の割合【利用人数】

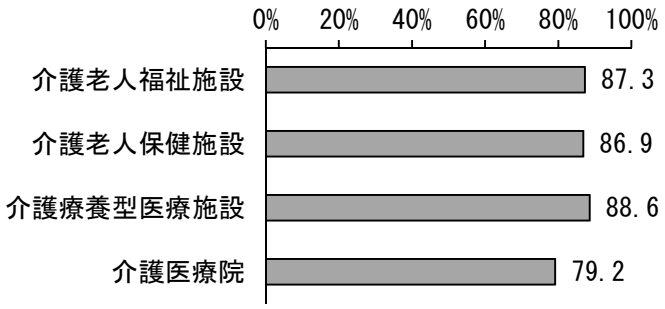

（4）地域支援事業の状況

地域支援事業について、第７期計画における平成 30 年度と令和元年度の見込額と実績値を比較すると、次のとおりとなります。

地域支援事業の見込額と実績値の比較

（単位：千円）

	平成 30 年度			令和元年度		
	第7期計画値	実績値	割合	第7期計画値	実績値	割合
介護予防・日常生活支援総合事業	543,500	517,313	95.2%	645,500	569,683	88.3%
包括的支援事業・任意事業	351,500	327,272	93.1%	354,500	325,491	91.8%
総額	895,000	844,585	94.4%	1,000,000	895,174	89.5%

２　介護保険サービスの推計

(1) 被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

第８期計画期間及び 2025 年度（令和７年度）・2040 年度（令和 22 年度）における本市の総人口、被保険者数の推計は次のとおりです。

総人口は令和４年度（2022 年度）にかけて増加を続け、その後減少傾向に転じる見込みであるのに対し、第１号被保険者数は令和 22 年度に向けて増加していく見込みです。特に、75 歳以上の被保険者数は、令和２年度の段階で、65 歳以上 74 歳以下の被保険者数を上回っており、今後も令和 12 年度頃まで増加する見込みです。

第２号被保険者については、当面増加傾向が続くものの、長期的には減少していく見込みです。

総人口と被保険者数の推計

（単位：人）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度(参考)	令和 22 年度(参考)
総人口		345,624	345,635	345,124	343,047	312,003
第１号被保険者		87,500	87,791	88,024	88,182	99,662
	65 歳から 74 歳	42,254	40,200	37,994	34,643	50,640
	75 歳以上	45,246	47,591	50,030	53,539	49,022
第２号被保険者		120,668	121,661	122,474	123,355	100,127

※各年度とも 10 月１日時点

第８期計画期間及び 2025 年度（令和７年度）・2040 年度（令和 22 年度）における本市の要支援・要介護認定者数の推計は次のとおりです。

要支援・要介護認定者数の推計

（単位：人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度(参考)	令和 22 年度(参考)
要支援１	2,081	2,182	2,280	2,411	2,476
要支援２	1,805	1,899	1,992	2,124	2,303
要介護１	3,487	3,684	3,867	4,155	4,673
要介護２	2,330	2,459	2,589	2,797	3,365
要介護３	1,749	1,850	1,944	2,111	2,682
要介護４	1,562	1,650	1,740	1,892	2,467
要介護５	1,171	1,234	1,297	1,397	1,781
合計	14,185	14,958	15,709	16,887	19,747
認定率	16.2%	17.0%	17.8%	19.2%	19.8%

※各年度とも９月 30 日時点（要支援・要介護認定者には第２号被保険者を含む）
※認定率は、要支援・要介護認定者の第１号被保険者に占める割合

(2) 居宅サービスの利用見込み

今後の高齢化の進行に伴い、一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯や日中独居状態の高齢者世帯等が増加していくことが見込まれます。そのため、居宅サービスについては、訪問介護や訪問看護等のサービス需要の増大が見込まれます。

介護サービスを必要とする高齢者が居宅サービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために必要なサービス量について、次のとおり見込みます。

ア）訪問介護

訪問介護は利用者数、利用回数ともに平成 30 年度から令和２年度にかけて増加しています。介護予防訪問介護については、第６期計画期間中に地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行しています。

訪問介護は、在宅サービスの中心的なサービスであることから、引き続き利用が増加するものとして、必要なサービス量を見込みます。

訪問介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
訪問介護	(人数)	1,384	1,430	1,463	1,554	1,642	1,748	1,916	2,431
	(回数)	30,835	33,085	35,267	37,785	40,106	43,167	47,632	64,158

イ）訪問入浴介護

訪問入浴介護は利用者数、利用回数ともに横ばいから微増傾向です。介護予防訪問入浴介護は、近年の利用実績が数人程度となっています。

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護ともに、第８期計画期間中は在宅の高齢者数の増加を踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
訪問入浴介護	(人数)	174	178	182	195	205	220	244	343
	(回数)	902	906	922	998	1,058	1,144	1,270	1,797
介護予防訪問入浴介護	(人数)	0	1	3	5	5	5	5	5
	(回数)	1	4	8	14	14	14	14	14

【注】・各見込みの数値は、平成 30 年度・令和元年度は実績、令和２年度以降は推計。なお、令和７年度、令和 22 年度は参考値であり、第９期計画以降の計画策定に反映されるものではない（以下同）。

ウ）訪問看護

訪問看護、介護予防訪問看護ともに、利用者数・利用回数が平成 30 年度から令和２年度にかけて増加しています。

今後、医療と介護の連携を一層推進することにより、このサービスの需要は拡大することが予想されます。引き続き利用が増加するものとして、必要なサービス量を見込みます。

訪問看護、介護予防訪問看護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
訪問看護	(人数)	699	797	890	968	1,046	1,128	1,238	1,607
	(回数)	5,993	6,831	7,779	8,578	9,398	10,193	11,183	14,522
介護予防訪問看護	(人数)	63	86	105	116	122	128	135	137
	(回数)	517	651	773	848	892	937	987	1,007

エ）訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは利用者数がほぼ横ばい、利用回数が微減傾向ですが、介護予防訪問リハビリテーションは利用者数・利用回数ともに微増傾向です。

このサービスについても、医療と介護の連携の一層の推進に伴って需要の拡大が見込まれます。引き続き利用が増加するものとして、必要なサービス量を見込みます。

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
訪問リハビリテーション	(人数)	179	183	187	198	210	223	245	318
	(回数)	2,068	2,047	2,079	2,207	2,345	2,494	2,745	3,581
介護予防訪問リハビリテーション	(人数)	26	35	39	40	43	44	47	48
	(回数)	259	388	430	443	476	489	522	534

オ）居宅療養管理指導

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の利用者数は、平成 30 年度から令和２年度にかけて増加しています。

今後、在宅療養の普及や終末期を自宅で迎える高齢者の増加等が予測され、このサービスの需要も増大するものと考えられることから、引き続き利用が増加するものとして、必要なサービス量を見込みます。

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
居宅療養管理指導	(人数)	1,846	2,086	2,271	2,432	2,588	2,784	3,062	4,032
介護予防居宅療養管理指導	(人数)	121	138	177	198	212	222	235	239

カ）通所介護

通所介護は利用者数・利用回数ともに、平成 30 年度から令和２年度にかけて増加しています。介護予防通所介護については、第６期計画期間中に地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行しています。

第８期計画期間中は在宅の高齢者数の増加を踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

通所介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
通所介護	(人数)	2,103	2,192	2,226	2,362	2,500	2,657	2,903	3,603
	(回数)	22,213	23,421	24,129	25,633	27,139	28,886	31,618	39,772

キ）通所リハビリテーション

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションともに、利用者数が平成30年度から令和２年度にかけて増加しています。

第８期計画期間は、引き続き利用が増加していくものとして、必要なサービス量を見込みます。

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
通所リハビリテーション	(人数)	818	856	897	951	1,006	1,068	1,168	1,445
	(回数)	6,699	7,042	7,291	7,736	8,184	8,694	9,517	11,834
介護予防通所リハビリテーション	(人数)	309	345	369	385	403	422	447	455

ク）短期入所生活介護

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護ともに、利用者数・利用日数が増加傾向です。

このサービスは、病院を退院した後に在宅生活にスムーズに移行する際の利用や、在宅介護が長期間に及ぶ家族の負担軽減の上で有効なサービスです。第８期計画期間中も同様の傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
短期入所生活介護	(人数)	543	534	559	598	632	676	743	967
	(日数)	5,545	5,426	6,549	7,206	7,818	8,417	9,269	12,192
介護予防短期入所生活介護	(人数)	16	18	19	20	23	24	25	26
	(日数)	98	119	119	126	146	153	159	166

ケ）短期入所療養介護

短期入所療養介護の利用者数は微減傾向です。介護予防短期入所療養介護については、近年の利用実績がほとんどありません。

短期入所療養介護は、病院を退院した後に在宅生活にスムーズに移行する際の利用や、在宅介護が長期間に及ぶ家族の負担軽減の上で有効なサービスです。第８期計画期間中も同様の傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
短期入所療養介護	(人数)	66	67	69	74	77	83	91	124
	(日数)	599	572	572	613	640	688	755	1,044
介護予防短期入所療養介護	(人数)	1	1	1	3	3	3	3	3
	(日数)	4	4	2	5	5	5	5	5

コ）特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護ともに、利用者数が平成30年度から令和２年度にかけて増加しています。

今後も、市内での新たな特定施設入居者生活介護施設の整備を計画しており、このサービスを利用する高齢者が増加していくことが予想されます。第８期計画期間中も同様の傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	(人数)	686	767	829	853	895	925	983	1,197
介護予防特定施設入居者生活介護	(人数)	99	99	117	127	145	157	179	265

サ）福祉用具貸与

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与ともに、利用者数が平成 30 年度から令和２年度にかけて増加しています。

在宅の高齢者数の増加を踏まえ、第８期計画期間中も同様の傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
福祉用具貸与	(人数)	3,208	3,385	3,632	3,878	4,118	4,405	4,835	6,190
介護予防福祉用具貸与	(人数)	798	900	987	1,054	1,123	1,196	1,266	1,298

シ）特定福祉用具販売

特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売ともに、利用者数が平成 30 年度から令和２年度にかけて増加しています。

在宅の高齢者数の増加を踏まえ、第８期計画期間中も同様の傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
特定福祉用具販売	(人数)	64	64	73	76	81	86	93	122
特定介護予防福祉用具販売	(人数)	25	27	27	28	30	30	32	33

ス）住宅改修

住宅改修の利用者数は、平成 30 年度から令和元年度にかけて増加、令和元年度から２年度にかけては減少しています。介護予防住宅改修については、平成 30 年度から令和２年度にかけて微増、増加しています。

第８期計画期間中も増加傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

住宅改修、介護予防住宅改修の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
住宅改修	(人数)	46	52	47	48	52	54	59	73
介護予防住宅改修	(人数)	32	34	41	44	45	47	50	51

セ）居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援の利用者数は、平成 30 年度から令和２年度にかけて年々増加しています。介護予防支援についても、利用者数が年々増加しています。

居宅介護支援、介護予防支援については、今後の要支援・要介護認定者数の増加に伴い、利用者数の増加が想定されます。第８期計画期間中も増加傾向が続くものとして、必要なサービス量を見込みます。

居宅介護支援、介護予防支援の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
居宅介護支援	(人数)	4,979	5,146	5,244	5,567	5,890	6,264	6,846	8,544
介護予防支援	(人数)	1,077	1,207	1,253	1,311	1,373	1,436	1,521	1,555

(3) 地域密着型サービスの利用見込み

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近な地域で小規模な事業所によって提供されるサービスです。本市の地域密着型サービスを利用できるのは、原則として越谷市民のみです。

介護サービスを必要とする高齢者が地域密着型サービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、次のとおり必要なサービス量を見込みます。

ア）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数は、平成 30 年度から令和２年度にかけて年々増加しています。

このサービスは、定期的な巡回でまたは随時通報を受けて要介護高齢者の自宅を訪問し、身体介護サービスを中心とした訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら行うというサービスであり、高齢者の在宅での生活継続を支援するとともに、高齢者を介護する家族にとって有効なサービスでもあると考えられます。第８期計画期間中については、ニーズが次第に拡大するものとして見込量を設定します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人数)	42	49	55	60	62	80	100	175

イ）認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護の利用者数・利用回数は、平成 30 年度から令和２年度にかけて横ばいあるいは減少しています。また、介護予防認知症対応型通所介護は、近年の利用実績が数人程度となっています。

認知症対応型通所介護は、認知症高齢者の在宅生活を支える上で重要なサービスですが、本市における近年の利用実績は必ずしも大きく伸びてはいません。しかしながら、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、第８期計画期間中には市内でのサービス事業所の整備が進むことを想定し、利用者数・利用回数が再び増加傾向に転じるものとしてサービス量を見込みます。

認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
認知症対応型通所介護	(人数)	133	131	138	148	151	154	160	205
	(回数)	1,354	1,316	1,385	1,491	1,526	1,556	1,624	2,136
介護予防認知症対応型通所介護	(人数)	6	8	8	8	8	8	8	8
	(回数)	27	37	33	33	33	33	33	33

ウ）小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者数は、平成30年度から令和２年度にかけて年々増加を続けています。

小規模多機能型居宅介護は、認知症高齢者を含めた多様な状態の高齢者の在宅生活を支える上で効果的なサービスであり、サービスの認知度の向上とともに、需要がさらに増大するものと考えられます。市内でのサービス事業所の整備が進むことを想定し、必要なサービス量を見込みます。介護予防小規模多機能型居宅介護についても、引き続き増加から横ばいの傾向が続くものと見込みます。

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護	(人数)	116	128	155	171	182	201	218	277
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人数)	8	13	20	22	23	24	25	26

エ）認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護の利用者数は、平成 30 年度から令和２年度にかけて年々増加を続けています。介護予防認知症対応型共同生活介護については、近年の利用実績が数人程度となっています。

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が地域で暮らす上で重要なサービスであり、認知症高齢者の増加とともに今後も需要が増大していくものと考えられます。市内でのサービス事業所の整備が進むことを想定し、必要なサービス量を見込みます。

介護予防認知症対応型共同生活介護については、近年の利用実績を踏まえ、第８期計画期間中は見込量をごく少数のみ設定します。

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
認知症対応型共同生活介護	(人数)	296	307	338	350	363	378	398	398
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人数)	2	3	2	2	2	2	2	2

オ）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数は、平成 30 年度から令和元年度にかけて増加、令和元年度から２年度にかけて横ばいとなっています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームであり、利用者は越谷市民に限られます。身近な地域での施設入所に対するニーズが一定程度あることを踏まえ、令和３年度からの増加を見込み、第８期計画期間中については横ばい傾向として、見込量を設定します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人数)	112	116	114	118	118	118	118	118

カ）看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせて提供するサービスであり、医療を必要とする比較的重度の要介護高齢者の在宅生活を支える上で効果的なサービスです。平成 23 年の介護保険法改正で創設されたサービスで、令和３年３月から市内に事業所が開設されます。第８期計画中は、サービス事業所の整備が進むと想定し、利用実績を見込みます。

看護小規模多機能型居宅介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
看護小規模多機能型居宅介護	(人数)	0	0	2	17	26	44	58	145

キ）地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の利用者数、利用回数は平成 30 年度から令和元年度にかけて増加し、令和元年度から２年度にかけて減少していますが、令和２年度における利用回数の減少は新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う一過性のものと推測されます。

第８期計画期間中は、再び増加傾向に転じるものとして、必要なサービス量を見込みます。

地域密着型通所介護の見込み

		第７期計画			第８期計画			参考	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
地域密着型通所介護	(人数)	846	928	925	978	1,033	1,096	1,195	1,460
	(回数)	7,673	8,396	8,281	8,849	9,428	10,099	11,043	13,719

ク）その他の地域密着型サービス

地域密着型サービスには、ア）からキ）で見込量を設定した各サービスのほかに、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の２つのサービスがあります。本市では、地域の状況や既存の他のサービスの整備状況等を踏まえ、これらのサービスについては、第８期計画ではサービス量を見込まないこととします。

（4）施設サービスの利用見込み

施設サービスは、要介護認定者が介護保険施設に入所して受けるサービスであり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院があります。

現在、市内には複数の介護老人福祉施設、介護老人保健施設が整備されており、いずれも 95%以上の利用率で推移し、入所待機者も発生しています。待機者に対しては、新たな施設整備を図るとともに、必要に応じて認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護、居宅サービスの組み合わせによる支援も視野に入れて対応していきます。

本市の被保険者に関する介護老人福祉施設待機者数（実数）の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年
待機者数	445 人	445 人	262 人	320 人	450 人
上記の内、要介護 3 以上	358 人	320 人	231 人	249 人	373 人

※各年４月１日における埼玉県調べ

ア）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設の利用者数は、平成 30 年度から令和２年度にかけて横ばいとなっています。

平成 26 年の介護保険法改正により、平成 27 年４月から、介護老人福祉施設の新たな入所者は原則として「要介護３から要介護５の人」に限定されました。第８期計画期間中に市内に開設する施設や周辺市等における施設整備について、見込量を設定します。

介護老人福祉施設の見込み

		第７期計画			第８期計画			（参考）	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 22 年度
介護老人福祉施設	(人数)	1,008	995	1,004	1,150	1,200	1,210	1,300	1,500

イ）介護老人保健施設

介護老人保健施設の利用者数は、平成 30 年度から令和２年度にかけて、年々増加を示しています。

第８期計画期間中については、市内や周辺市における施設整備の状況を考慮して見込量を設定します。

介護老人保健施設の見込み

		第７期計画			第８期計画			（参考）	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
介護老人保健施設	(人数)	601	621	650	645	705	735	740	800

ウ）介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については、令和５年度末までに他の施設（介護医療院など）に転換される予定であり、その利用者数は、平成30年度から令和２年度にかけて年々減少しています。

本市に当該サービス施設はありませんが、他市施設の利用者が第８期計画期間中に徐々に他のサービスに移行し、期末には皆無となるものとして、見込み量を設定します。

介護療養型医療施設の見込み

		第７期計画			第８期計画			（参考）	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
介護療養型医療施設	(人数)	50	31	29	19	9	0		

エ）介護医療院

介護医療院は、平成29年の介護保険法改正によって創設されたサービスであり、施設において長期療養のための医療と、日常生活上の世話（介護）とを一体的に提供するものです。介護保険法に基づく介護保険施設であるとともに、医療法に基づく医療提供施設の位置づけもなされています。

第８期計画期間中については、介護療養型医療施設の他施設への転換に伴い利用者が発生することを想定して、見込量を設定します。

介護医療院の見込み

		第７期計画			第８期計画			（参考）	
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度	令和22年度
介護医療院	(人数)	0	19	29	43	53	62	78	138

(5) サービス基盤の整備

①地域密着型サービスの基盤整備

既存の居宅サービスや施設サービスの利用状況、事業者の参入意向、日常生活圏域ごとの整備状況等を踏まえ、第８期計画期間中に本市では、以下のとおり地域密着型サービスの基盤を整備します。

地域密着型サービスの整備状況（令和２年度末）

	事業所数	定　　員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	
小規模多機能型居宅介護	9	227
認知症対応型共同生活介護	22	375
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	118
看護小規模多機能型居宅介護	1	29

ア）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第７期計画期間中に新たに１施設が開設されています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、地域包括ケアシステムを推進する上で有効なサービスであり、市内における計画的な整備が必要であることから、第８期計画期間中に１施設、整備する予定です。

イ）小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護については、第７期計画期間中に新たに２施設が開設されています。

小規模多機能型居宅介護は、通い（通所）、泊まり、訪問を柔軟に組み合わせて利用できるものであり、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で有効なサービスであるほか、高齢者を介護する家族を支えるものにもなります。こうしたことも踏まえ、第８期計画期間中に１施設、整備する予定です。

ウ）認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護については、第７期計画期間中に新たに２施設が開設されています。

今後、高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加することや、要介護１、２の認知症高齢者が介護老人福祉施設に原則として入所できないことによるニーズの増加を踏まえ、第８期計画期間中に、２施設、整備する予定です。

エ）看護小規模多機能型居宅介護

令和３年３月時点で、市内には看護小規模多機能型居宅介護を実施する事業所は１施設整備されています。

今後、高齢化の進行とともに、在宅で医療を必要とする高齢者が増加することが見込まれます。こうしたニーズの増加を踏まえて、第８期計画期間中に１施設の整備を計画します。

地域密着型サービスの基盤整備

		令和２年度末総整備数	第８期計画期間			令和５年度末総整備数
			令和３年度整備	令和４年度整備	令和５年度整備	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	3	－	－	1	4
小規模多機能型居宅介護	事業所数	9	－	－	1	10
	定員	227	－	－	29	256
認知症対応型共同生活介護	事業所数	22	－	－	2	24
	定員	375	－	－	36	411
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	1	－	－	1	2
	定員	29	－	－	29	58

※「整備」は、施設の完成予定年度を指しており、開設年度と異なる場合があります。

②施設サービス等の基盤整備

施設サービス等に対する高齢者のニーズ、施設整備に伴う介護保険財政への影響等を踏まえ、第８期計画期間中に本市では、以下のとおり施設サービス等の基盤を整備します。

施設サービス等の整備状況（令和２年度末）

	事業所数	定員
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	14	1,287
介護老人保健施設	6	699
介護療養型医療施設	0	0
特定施設入居者生活介護	26	1,602

ア）介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、令和３年３月時点で市内に 14 施設（1,287 床）が整備されています。介護老人福祉施設については、全国的に入所希望者が多く、申し込みから入所までに相当の期間を要する状態が見られます。

本市は、高齢者が介護を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で在宅サービスを利用しながら暮らし続けることを支援していますが、独居や重度の認知症であったり、介護する家族が相当の困難を抱えるなど、必ずしも在宅生活が最適とは言えない場合もあります。

こうしたことを踏まえ、第８期計画期間中に１施設の整備を計画します。

イ）介護老人保健施設

介護老人保健施設は、専門職によるリハビリテーションを通して入所者が在宅生活に復帰することを目指す施設であり、令和３年３月時点で市内に６施設（699 床）が整備されています。

第８期計画期間中における新規整備の計画はありませんが、引き続き利用ニーズの把握に努めます。

ウ）特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、令和３年３月時点で市内に 26 施設（1,602 床）が整備されています。高齢者が良好な住環境で過ごすことを支える観点から、第８期計画期間中に、１施設の整備を計画します。

施設サービス等の基盤整備

		令和２年度末総整備数	第８期計画期間			令和５年度末総整備数
			令和３年度整備	令和４年度整備	令和５年度整備	
介護老人福祉施設	事業所数	14	－	－	1	15
	定員	1,287	－	－	100	1,387
介護老人保健施設	事業所数	6	1	－	－	7
	定員	699	100	－	－	799
特定施設入居者生活介護	事業所数	26	1	－	1	28
	定員	1,602	56	－	60	1,718

※「整備」は、施設の完成予定年度を指しており、開設年度と異なる場合があります。

3　地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護等の状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。平成 26 年の介護保険法の改正により、それまでの介護予防事業または介護予防・日常生活支援総合事業に代わり、予防給付の一部のサービスを取り込んだ新たな介護予防・日常生活支援総合事業が導入されるとともに、包括的支援事業についても、事業内容の充実が図られることになりました。

第８期計画期間現在では、地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業から成り、その事業費は国や埼玉県、本市の負担（公費）と介護保険料が充てられることとなります。また、介護予防・日常生活支援総合事業は、さらに介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に分かれます。

地域支援事業の全体像

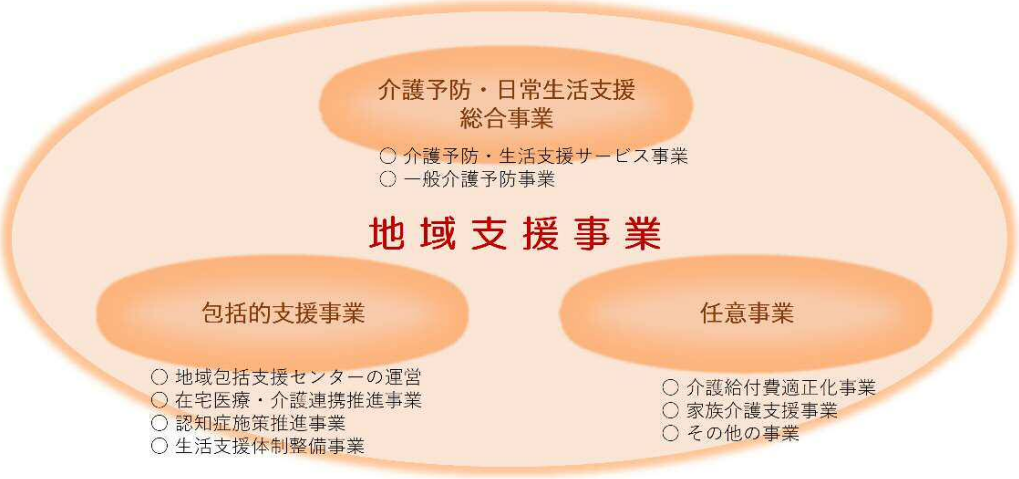

介護予防・日常生活支援総合事業の構成

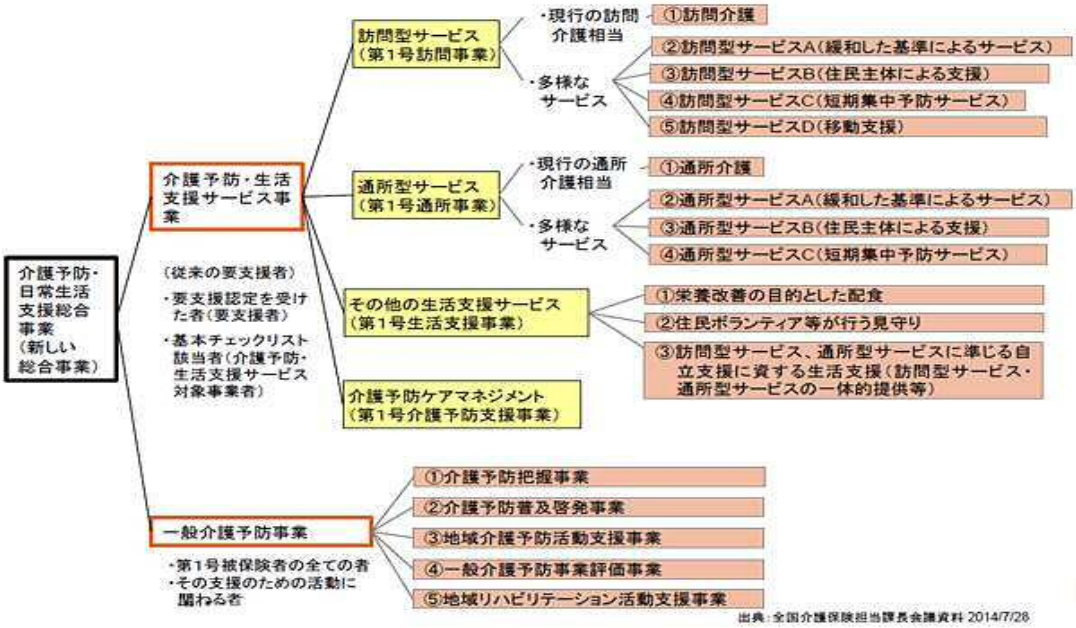

出典：全国介護保険担当課長会議資料 2014/7/28

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

平成 26 年の介護保険法改正前の予防給付のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、全国一律の基準に基づく仕組みから、市町村の実情に応じた取り組みが可能な地域支援事業に移行されました。

これに伴い、各市町村では、既存の訪問介護・通所介護事業所によるサービス提供（現行相当サービス）に加えて、ＮＰＯや民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービスやミニデイサービス（基準緩和型サービス）、住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス（住民主体サービス）、リハビリテーション専門職等が関与する教室（短期集中予防サービス）など、多様な事業を行うことができるようになりました。

本市では、平成 28 年３月から現行相当サービス、平成 29 年 10 月から基準緩和型サービスと住民主体サービス、平成 30 年１月から短期集中予防サービスを開始しています。今後、対象となる利用者等について、地域の実情に応じて見直しを図ります。

【第８期計画期間中に本市が実施する事業】

〇介護予防・生活支援サービス事業

・現行相当サービス（訪問型・通所型）
・基準緩和型サービス（訪問型・通所型）
・住民主体サービス（訪問型・通所型）
・短期集中予防サービス（通所型）

②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、リハビリテーション専門職を活用し、地域で自立支援に資する取り組みを推進するとともに、住民主体の「通いの場」を充実させて、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するものです。

本市では、平成 28 年３月から一般介護予防事業を開始しています。

【第８期計画期間中に本市が実施する事業】

〇介護予防リーダー養成講座
〇介護支援ボランティア制度

(2) 包括的支援事業

本市では、高齢者が地域で安心して生活できるよう、各地域包括支援センターを総合窓口として、保健・医療・福祉に関する下記の事業を総合的に実施します。

①介護予防ケアマネジメント事業

高齢者本人の心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。

②総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービス等の利用につなげます。

③権利擁護事業

適切なサービスにつながる方法が見つからないなど、困難な状況にある高齢者に、専門的・継続的な視点から、成年後見制度の利用促進、高齢者虐待の防止、消費者被害の防止等の支援を行います。

④包括的・継続的マネジメント支援事業

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の関係機関等とのネットワークを構築するとともに、個々のケアマネジャーへの助言、指導等の後方支援を行います。

⑤地域ケア会議

高齢者個人への支援の充実のほか、地域課題の共有、地域づくり、資源開発、政策形成等につなげるため、個別・地区・市レベルの３層構造による会議を開催します。

⑥在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護の連携拠点の充実により、医療機関と介護事業所等との連携強化を図ります。

⑦認知症施策の推進

各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員による相談業務や認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応、チームオレンジの設置等を通じて、認知症高齢者への支援の強化を図ります。

⑧ 生活支援サービスに関する体制の整備

日常生活圏域レベルでの協議体の設置や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を進め、地域の実情に即した生活支援サービスの体制の整備を図ります。

(3) 任意事業

任意事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じて市が独自に実施する事業です。

本市では、第８期計画期間中に、以下の事業を実施します。

【第８期計画期間中に本市が実施する事業】

○認知症サポーター養成講座
○家族介護支援事業
○成年後見制度利用支援事業
○グループホーム家賃等助成
○介護サービス相談員派遣事業
○介護給付等費用適正化事業

(4) 地域支援事業費の推計

第７期計画期間中の地域支援事業費の実績（見込み）は、次のとおりとなっています。

地域支援事業費の推移

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	合 計
地域支援事業費	844,585	895,174	961,693	2,701,452
介護予防・日常生活支援総合事業	517,313	569,683	594,049	1,681,045
包括的支援事業、任意事業	327,272	325,491	367,644	1,020,407

※平成 30・令和元年度は決算額。令和２年度は推計値。

第８期計画期間中の地域支援事業費の見込みについては、第７期期間の実績を踏まえ、第８期の事業計画の推進に、高齢者人口の増加等を加味し、次のとおり推計します。

地域支援事業費の推計

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合 計
地域支援事業費	1,040,770	1,076,806	1,122,274	3,239,850
介護予防・日常生活支援総合事業	609,970	639,713	670,342	1,920,025
包括的支援事業、任意事業	430,800	437,093	451,932	1,319,825

４　介護保険事業費の推計と介護保険料の設定

第１号被保険者の保険料（以下「保険料」という。）の推計は、本市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用量見込みに基づき、各サービスの給付費を計算し、さらに地域支援事業にかかる費用を加えて介護保険料でまかなうべき費用を算出し、介護給付準備基金の取崩額等を加味したうえで、保険料必要額を算出します。

この保険料必要額から、保険料の収納率を踏まえた保険料収納必要額を算出し、その額を計画期間中の収納者数で割り、１人あたりの保険料を求めます。

(1) 給付費の推計

第８期計画期間中の介護給付費及び予防給付費は次のとおりとなります。116 ページから 128 ページで見込んだ各サービスの利用者数・回数（日数）とサービス利用量を基に算出します。

介護給付にかかる給付費

（単位：千円）

サービスの種類	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
1　居宅サービス				
①　訪問介護	1,333,273	1,415,522	1,523,584	4,272,379
②　訪問入浴介護	147,982	156,854	169,555	474,391
③　訪問看護	518,007	566,554	614,591	1,699,152
④　訪問リハビリテーション	77,924	82,846	88,111	248,881
⑤　居宅療養管理指導	412,248	438,979	472,293	1,323,520
⑥　通所介護	2,460,603	2,607,271	2,780,130	7,848,004
⑦　通所リハビリテーション	757,614	802,500	854,058	2,414,172
⑧　短期入所生活介護	726,611	786,993	848,449	2,362,053
⑨　短期入所療養介護	87,076	91,102	97,860	276,038
⑩　特定施設入居者生活介護	2,025,029	2,128,284	2,201,244	6,354,557
⑪　福祉用具貸与	713,448	757,417	813,044	2,283,909
⑫　特定福祉用具販売	27,997	29,790	31,743	89,530
2　地域密着型サービス				
①　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	114,084	117,712	153,292	385,088
②　夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③　認知症対応型通所介護	202,240	207,336	211,366	620,942
④　小規模多機能型居宅介護	416,414	444,069	490,013	1,350,496
⑤　認知症対応型共同生活介護	1,105,942	1,148,326	1,196,188	3,450,456
⑥　地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	378,224	378,434	378,434	1,135,092
⑨　看護小規模多機能型居宅介護	48,790	74,649	126,545	249,984
⑩　地域密着型通所介護	781,711	833,007	895,284	2,510,002
3　住宅改修	54,597	59,041	61,338	174,976
4　居宅介護支援	1,015,453	1,075,454	1,145,166	3,236,073
5　施設サービス				
①　介護老人福祉施設	3,565,641	3,719,691	3,750,749	11,036,081
②　介護老人保健施設	2,216,284	2,422,875	2,525,621	7,164,780
③　介護療養型医療施設	85,844	41,812	0	127,656
④　介護医療院	193,800	240,264	285,383	719,447
介護給付費計（小計Ⓐ）	**19,466,836**	**20,626,782**	**21,714,041**	**61,807,659**

予防給付にかかる給付費

（単位：千円）

サービスの種類	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
1　介護予防サービス				
①　介護予防訪問入浴介護	1,382	1,383	1,383	4,148
②　介護予防訪問看護	42,241	44,482	46,699	133,422
③　介護予防訪問リハビリテーション	15,565	16,749	17,186	49,500
④　介護予防居宅療養管理指導	31,150	33,400	34,971	99,521
⑤　介護予防通所リハビリテーション	144,404	151,234	158,473	454,111
⑥　介護予防短期入所生活介護	9,493	11,137	11,518	32,148
⑦　介護予防短期入所療養介護	630	630	630	1,890
⑧　介護予防特定施設入居者生活介護	110,600	127,209	138,241	376,050
⑨　介護予防福祉用具貸与	83,397	88,807	94,544	266,748
⑩　特定介護予防福祉用具販売	7,610	8,154	8,154	23,918
2　地域密着型サービス				
①　介護予防認知症対応型通所介護	3,664	3,666	3,666	10,996
②　介護予防小規模多機能型居宅介護	19,434	20,483	21,097	61,014
③　介護予防認知症対応型共同生活介護	5,438	5,441	5,441	16,320
3　介護予防住宅改修	54,680	55,947	58,421	169,048
4　介護予防支援	74,166	77,717	81,282	233,165
予防給付費計（小計Ⓑ）	**603,854**	**646,439**	**681,706**	**1,931,999**

（単位：千円）

総給付費（合計Ⓐ＋Ⓑ）	**20,070,690**	**21,273,221**	**22,395,747**	**63,739,658**

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額等を加えた標準給付費を算出します。

また、地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業にかかる給付費を積み上げて推計します。

これらを合計し、３年間に必要な給付費等の事業費を求めます。

標準給付費見込額

（単位：円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
総給付費	20,070,690,000	21,273,221,000	22,395,747,000	63,739,658,000
特定入所者介護サービス費等給付額	559,739,818	533,168,084	559,935,205	1,652,843,107
高額介護サービス費等給付額	485,773,227	505,905,165	531,305,271	1,522,983,663
高額医療合算介護サービス費等給付額	73,333,270	77,329,507	81,212,009	231,874,786
算定対象審査支払手数料 （審査支払手数料支払件数）	14,122,600 （353,065 件）	14,892,200 （372,305 件）	15,639,920 （390,998 件）	44,654,720 （1,116,368 件）
標準給付費見込額	21,203,658,915	22,404,515,956	23,583,839,405	67,192,014,276

地域支援事業費見込額

（単位：円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合計
地域支援事業費	1,040,769,952	1,076,806,326	1,122,273,964	3,239,850,242

第８期計画期間における給付費等事業費の合計

（単位：円）

標準給付費見込額＋地域支援事業費	22,244,428,867	23,481,322,282	24,706,113,369	70,431,864,518

（2）第１号被保険者の保険料負担額（保険料収納必要額）の算定

保険給付に要する費用の財源は、40 歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費でまかなわれ、保険料と公費の割合は原則として 50%ずつとなっています。

その保険料負担分の内、介護保険サービス給付の財源及び地域支援事業の財源として、第８期計画期間における第１号被保険者の負担割合は 23.0%になっています。

ただし、国の負担分のうち５％分は「財政調整交付金」（以下「調整交付金」という。）として、各市町村の後期高齢者比率や介護給付費の状況、高齢者の所得状況の格差による第１号被保険者の負担能力などを勘案して調整交付されることとなっていますが、本市では全国平均よりも介護需要の高い後期高齢者比率が低く、高齢者の所得水準が高いことから、調整交付金の交付率は５％を下回る見込みであり、その不足分は第１号被保険者の保険料でまかなうことになります。

負担割合

・居宅サービス給付費
・介護予防サービス給付費
・地域支援事業費
（介護予防・日常生活支援総合事業）

・施設サービス給付費

・地域支援事業費
（包括的支援事業、任意事業）

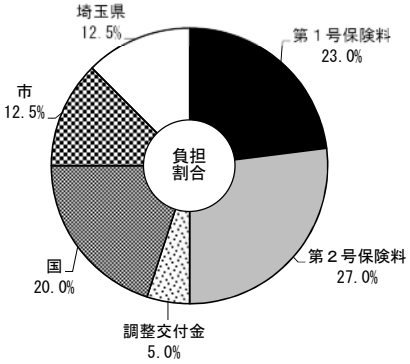

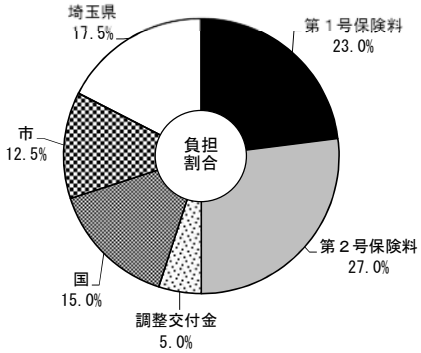

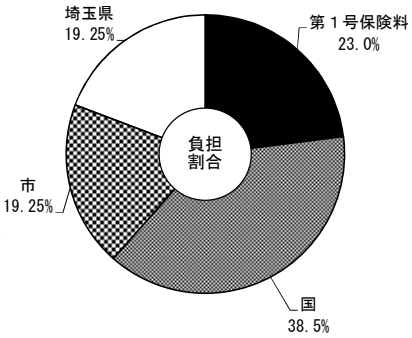

このため、第１号被保険者の保険料でまかなうべき費用は、前述の３年間に必要な給付費等の事業費約 704 億円の 28%（負担割合の 23%＋調整交付金分５％）で、約 197 億円となり、ここから、国から支給される調整交付金見込み額約 12 億円を除きます。

また、本市は、「介護保険給付費準備基金」（以下「準備基金」という。）を設置して、保険給付に要する費用が不足する場合に備えています。準備基金の額は、令和２年度末で約 16 億円となる見込みです。第８期計画期間において、第１号被保険者の保険料の上昇を抑制するため、この準備基金から約 14 億 7,000 万円を取り崩すこととし、最終的に保険料収納必要額は、約 170 億円となります。

(3) 第１号被保険者の保険料の設定

第１号被保険者の１人あたりの保険料（年額）は、所得状況により 15 段階の区分を設け、基準額を中心に 0.3 倍から 2.3 倍の金額で設定しています。

各段階における対象者と保険料設定は以下、また、本市における各段階別人数（予測）は次のページのとおりです。

所得段階別保険料の設定

所得段階	対　象　者	保険料率の設定
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額×0.3
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.45
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える	基準額×0.7
第４段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	基準額×0.83
第５段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える（基準額）	基準額×1.0
第６段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満	基準額×1.08
第７段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満	基準額×1.25
第８段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満	基準額×1.5
第９段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	基準額×1.7
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	基準額×1.8
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満	基準額×1.9
第 12 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満	基準額×2.0
第 13 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	基準額×2.1
第 14 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上 1,200 万円未満	基準額×2.2
第 15 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,200 万円以上	基準額×2.3

各所得段階別の被保険者数の予測

所得段階	比　率	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合　計
第１段階	16.1%	14,081 人	14,128 人	14,166 人	42,375 人
第２段階	6.1%	5,323 人	5,341 人	5,355 人	16,019 人
第３段階	5.6%	4,880 人	4,896 人	4,909 人	14,685 人
第４段階	16.0%	13,981 人	14,028 人	14,065 人	42,074 人
第５段階	12.4%	10,862 人	10,898 人	10,927 人	32,687 人
第６段階	14.7%	12,887 人	12,930 人	12,964 人	38,781 人
第７段階	12.1%	10,611 人	10,646 人	10,674 人	31,931 人
第８段階	8.6%	7,538 人	7,563 人	7,583 人	22,684 人
第９段階	3.4%	2,954 人	2,964 人	2,972 人	8,890 人
第 10 段階	1.5%	1,337 人	1,341 人	1,345 人	4,023 人
第 11 段階	0.8%	698 人	700 人	702 人	2,100 人
第 12 段階	0.9%	751 人	753 人	755 人	2,259 人
第 13 段階	0.5%	404 人	405 人	407 人	1,216 人
第 14 段階	0.3%	264 人	265 人	266 人	795 人
第 15 段階	1.1%	929 人	933 人	934 人	2,796 人
合　計	100.0%	87,500 人	87,791 人	88,024 人	263,315 人

※端数処理の関係上、合計数が 100.0%にならない

各段階の被保険者数に保険料率（補正係数）を乗じて、補正後被保険者数を算出します。令和３年度から令和５年度の補正後被保険者数は 268,442 人となります。

補正後被保険者数

所得段階	軽減前保険料率（補正係数）	令和３年度		令和４年度		令和５年度		合　計	
		補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
第１段階	0.5	14,081 人	7,041 人	14,128 人	7,064 人	14,166 人	7,083 人	42,375 人	21,188 人
第２段階	0.7	5,323 人	3,726 人	5,341 人	3,739 人	5,355 人	3,749 人	16,019 人	11,213 人
第３段階	0.75	4,880 人	3,660 人	4,896 人	3,672 人	4,909 人	3,682 人	14,685 人	11,014 人
第４段階	0.83	13,981 人	11,604 人	14,028 人	11,643 人	14,065 人	11,674 人	42,074 人	34,921 人
第５段階	1.0	10,862 人	10,862 人	10,898 人	10,898 人	10,927 人	10,927 人	32,687 人	32,687 人
第６段階	1.08	12,887 人	13,918 人	12,930 人	13,964 人	12,964 人	14,001 人	38,781 人	41,883 人
第７段階	1.25	10,611 人	13,264 人	10,646 人	13,308 人	10,674 人	13,343 人	31,931 人	39,914 人
第８段階	1.5	7,538 人	11,307 人	7,563 人	11,345 人	7,583 人	11,375 人	22,684 人	34,026 人
第９段階	1.7	2,954 人	5,022 人	2,964 人	5,039 人	2,972 人	5,052 人	8,890 人	15,113 人
第 10 段階	1.8	1,337 人	2,407 人	1,341 人	2,414 人	1,345 人	2,421 人	4,023 人	7,241 人
第 11 段階	1.9	698 人	1,326 人	700 人	1,330 人	702 人	1,334 人	2,100 人	3,990 人
第 12 段階	2.0	751 人	1,502 人	753 人	1,506 人	755 人	1,510 人	2,259 人	4,518 人
第 13 段階	2.1	404 人	848 人	405 人	851 人	407 人	855 人	1,216 人	2,554 人
第 14 段階	2.2	264 人	581 人	265 人	583 人	266 人	585 人	795 人	1,749 人
第 15 段階	2.3	929 人	2,137 人	933 人	2,146 人	934 人	2,148 人	2,796 人	6,431 人
合　計	－	**87,500 人**	**89,204 人**	**87,791 人**	**89,500 人**	**88,024 人**	**89,738 人**	**263,315 人**	**268,442 人**

※補正後被保険者数は各段階の補正前被保険者数に保険料率（補正係数）を乗じて算出。四捨五入の関係で合計と内訳の合算値が一致しない場合がある。
※この表の第１段階から第３段階までの保険料率は、公費を投入して保険料軽減を行う前の割合となっている。

保険料基準額（１人あたり年額）は、保険料収納必要額（約 170 億円）を収納者数（補正後被保険者数に収納率 98%を乗じて算出した人数）の令和３年度から令和５年度の合計（263,073 人）で除して算出します。

第８期計画期間の本市における保険料基準額は、64,560 円となります。

この保険料基準額 64,560 円を、所得段階ごとの保険料率設定にあてはめると、各所得段階の保険料は次のページのようになります。

所得段階別保険料

所得段階	保険料率の設定	１人あたりの保険料年額	（参考）保険料月額
第１段階	保険料基準額×0.3	19,360 円	1,613 円
第２段階	保険料基準額×0.45	29,050 円	2,421 円
第３段階	保険料基準額×0.7	45,190 円	3,766 円
第４段階	保険料基準額×0.83	53,580 円	4,465 円
第５段階	保険料基準額×1.0	64,560 円	5,380 円
第６段階	保険料基準額×1.08	69,720 円	5,810 円
第７段階	保険料基準額×1.25	80,700 円	6,725 円
第８段階	保険料基準額×1.5	96,840 円	8,070 円
第９段階	保険料基準額×1.7	109,750 円	9,146 円
第 10 段階	保険料基準額×1.8	116,200 円	9,683 円
第 11 段階	保険料基準額×1.9	122,660 円	10,222 円
第 12 段階	保険料基準額×2.0	129,120 円	10,760 円
第 13 段階	保険料基準額×2.1	135,570 円	11,298 円
第 14 段階	保険料基準額×2.2	142,030 円	11,836 円
第 15 段階	保険料基準額×2.3	148,480 円	12,373 円

※保険料年額は、保険料基準額に各所得段階の保険料率を乗じて算出された金額から 10 円未満を切り捨てたもの
※（参考）保険料月額は、保険料年額を 12 で除して１円未満を四捨五入したもの

本市の保険料基準額（１人あたり月額）は、平成 12 年度の介護保険制度開始時には 2,708 円でしたが、高齢者の増加とともに、介護保険サービスを利用する人も増加し、長期的には増加の傾向にあります。特に団塊の世代が多く居住する埼玉県においては、令和７年（2025 年）に向けて、高齢化率がさらに急増し、特に後期高齢者の増加率は全国的にも高い水準になると予測されており、今後も介護保険サービスに対する需要が増し、保険料も上昇することが想定されます。